

市こども福祉課と県中央児童相談所の役割分担の現状について

1 市こども福祉課と県中央児童相談所の役割分担

	市（こども福祉課）	県（中央児童相談所）
業務内容 （役割）	・ 児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援	・ 子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じること
虐待の対象 ケース	比較的軽い事案 （要対協の各関係機関による見守りにより、対応するケース）	比較的重い事案 （緊急的な対応が必要なケースや専門的知識や技術からの指導等が必要なケース）
対応職員	・ 正規職員（事務、保健師） ・ 相談員（警察OB、社会福祉士有資格者） など	・ 児童福祉司 ・ 児童心理司 など
対応方法	・ 登録した個別ケースごとにケース検討会議を開き、関係機関での見守り等により対応。 ・ あまり関わりを持たなくてもよくなったケースも含めて、全ケースの登録継続要否を、年1回は実務者会議の中で判断を行う。	・ 居住地区の担当者が中心となり、児童や保護者に対し、直接必要な専門的指導、援助等を行う。 ・ 緊急性や専門的対応の必要性が減少した時には、地域で見守り対応する為、事案を市へ移管（情報提供）。
職員の配置 期間、経験 等	・ 正規職員は短期間（4～5年）で異動、相談員は最長10年で退職。 ・ 配置される正規職員は、保健師を除き、福祉職場経験者ではない場合も多い。	・ 比較的長期間（7～8年）の配置が多い。 ・ 児相へ配置された職員は、福祉職場を数ヶ所経験した後に、再度児相へ戻るケースも多い。
保有個人情報	・ 住基情報、乳幼児健診等の受給情報、保育園等の入園情報など、要保護児童に関する基本的な個人情報を数多く保有	・ 過去の相談・対応履歴、療育手帳交付時の子どもの発達診断の情報等は保有しているが、市に比べると保有個人情報は少ない。

2 虐待通告受理後の流れ（市が虐待通告を受けた場合）

